

平成27年 第12回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 平成27年12月25日(金) 午後14時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 13名
1番 金崎 均 2番 水町 茂 3番 大西 準一
5番 大福 裕子 6番 木浦 由子 7番 森 清一
8番 永友 祥一 10番 永友 定己 11番 坂本 幸
12番 宇治橋 俊美 13番 永友 清太 14番 渡瀬 俊弘
会長 坂本 弘志
4. 欠席委員
なし
5. 議事日程
第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
第2 会期の決定(別記のとおり)
第3 諸報告
第4 議案第56号 農地移動適正化あっせん事業について
第5 議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請について
第6 議案第58号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認
について
第7 議案第59号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認
について
第8 議案第60号 非農地証明交付申請の承認について
第9 議案第61号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計
画の決定について
6. 事務局職員 事務局長 鳥井和昭 局長補佐 三笠浩三
主 査 佐野由美

(開会14時00分)

[事務局]

それでは、ただいまから平成27年第12回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。それでは坂本会長、会の進行をよろしくお願いいたします。

[議長]

こんにちは。本日の委員、13名中全員が出席です。農業委員会等に関する法律第21条第3項により、総会は成立しております。

これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。高鍋町農業委員会会議規則第9条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。本日の議事録署名委員には、1番 金崎均委員・2番 水町茂委員を指名いたします。なお本日の会議書記には、事務局職員の三笠浩三局長補佐を指名いたします。

日程第2の会期の決定につきましては別記のとおり、本日12月25日の1日間とすることについて、ご異議はございませんか。【異議なしの声有り】

異議なしと認めます。よって会期は、本日12月25日の1日間と決しました。

議事日程第3の諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

2ページをお開きください。諸報告です。業務報告【12月】。1日(火)宮崎県農業会議事務局長協議が高鍋町役場で行われております。会長が出席しております。4日(金)高鍋町農業者年金受給者協議会臨時役員会を高鍋町役場で開催しております。会長、事務局から鳥井・佐野主査が出席しております。7日(月)平成27年第4回高鍋町議会定例会本会議です。高鍋町役場で行われております。会長・水町委員、事務局から鳥井が出席しております。同じく7日(月)平成27年度第5回高鍋町特別融資制度推進会議が高鍋町役場で行われております。会長、事務局から三笠補佐が出席しております。9日(水)、10日(木)、11日(金)平成27年第4回高鍋町議会定例会本会議です。高鍋町役場で行われております。会長・水町委員、事務局から鳥井が出席しております。15日(火)高鍋町認定農業者協議会意見交換会が行われております。会長・永友清太委員、事務局から鳥井が出席しております。17日(木)平成27年第4回高鍋町議会定例会本会議です。高鍋町役場で行われております。会長・水町委員、事務局から鳥井が出席しております。21日(月)現地調査です。会長・大福委員・木浦委員、事務局から鳥井・佐野主査が出席しております。22日(火)宮崎県農業会議第419回常任議員会議が宮崎県トラック協会で開催されております。会長が出席しております。同じく22日(火)宮崎県農業会議臨時総会が宮崎県トラック協会で開催されております。会長が出席しております。24日(木)高鍋町農業再生協議会臨時総会が高鍋町役場で行われております。会長、事務局から鳥井が出席しております。本日、25日(金)高鍋町新農業振興対策協議会農政部会が高鍋町役場で行われております。会長が出席しております。同じく25日(金)平成27年第12回高鍋町

農業委員会総会が高鍋町役場で行われております。全委員、全職員が出席となっております。

続きまして、業務計画【1月】です。4日（月）平成28年仕事始め式です。会長、事務局から全職員が出席予定です。同じく4日（月）2016新年賀詞交歓会がホテル四季亭で行われます。会長、事務局から鳥井が出席予定です。21日（木）現地調査です。坂本幸委員・渡瀬副会長・永友定己委員を予定しております。事務局から鳥井・佐野主査が出席予定です。22日（金）宮崎県農業会議第420回常任議員会議が宮崎県庁で行われます。会長が出席予定です。28日（木）平成28年第1回高鍋町農業委員会総会が高鍋町役場で行われます。全委員、全職員出席予定となっております。以上です。

3ページをご覧ください。県進達経過報告を申し上げます。農地法第5条申請。平成27年11月20日現地調査を行っております。譲受人 ○○○○、譲渡人 ○○○○。転用目的は墓地で問題ありません。以上です。

4ページをお開きください。農地法第3条の3第1項の規定による届出書についてです。1番 権利者 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○、農地の所在 大字○○字○○ ○○番、地目 田、面積 2,928㎡、外1筆。取得日 平成27年10月19日、取得事由は相続です。あっせんの希望はありません。以上、報告いたします。

5ページをお開きください。農地法第18条第6項の規定による通知についてです。

1番 農地の所在 大字○○字○○ ○○番、地目 畑、面積 4,523㎡、外1筆。賃貸人 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○、賃借人 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○。解約届出日 平成27年12月10日、解約成立日 平成27年12月7日、土地引渡時期 平成28年1月22日となっております。

2番 農地の所在 大字○○字○○ ○○番、地目 田、面積 984㎡、外17筆。賃貸人 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○、賃借人 ○○ ○○ ○○番地 ○○○○。解約届出日 平成27年12月15日、解約成立日 平成27年12月14日、土地引渡時期 平成28年1月31日。解約の理由は、いずれも合意解約です。

続きまして7ページをお開きください。農地法第3条による使用貸借契約の解約です。

1番 申請地 大字○○字○○ ○○番、地目 畑、地積 10,081㎡。貸渡人 ○○ ○○ ○○番地 ○○○○、借受人 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○。

解約届出日 平成27年12月17日、解約成立日 平成27年12月15日、土地引

渡日 平成 28 年 1 月 3 日。以上、報告いたします。

[議長]

ただいまの報告について、ご質問・ご意見はございませんか。【質疑なし】
それでは、質問等ないようですから以上で諸報告を終わります。

それではつづきまして日程第 4、議案第 5 6 号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

8 ページをお開きください。議案第 5 6 号 農地移動適正化あっせん事業について

1 番 平成 27 年 12 月 11 日売渡の申出です。申出者 ○○ ○○ ○○番号
○○○○。農地の所在 大字○○字○○ ○○番、地目 田、面積 2,075 m²、
外 1 筆。この申し出につきましてあっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。【質問なし】

それではあっせん委員の指名をいたします。

売渡申出 1 番 担当委員 1 3 番 永友 清太 委員
順番委員 3 番 大西 準一 委員

以上です。よろしく申し上げます。

日程第 5、議案第 5 7 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

1 1 ページをご覧ください。議案第 5 7 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。

1 番 有償移転。農地の所在 大字○○字○○ ○○番、地目 畑、面積
2,413 m²。譲渡人 ○○ ○○ ○○番地 ○○○○、譲受人 ○○大字○○
○○番地 ○○○○。担当の渡瀬副会長よりご説明をお願いいたします。

[1 4 番]

説明をいたします。○○○○と○○○○さんの 5 年間の利用権設定の期限が
きまして、○○○○さんがこの度、買い求めるものであります。よろしくお願

いします。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いいたします。

[5番]

12月21日、鳥井局長・佐野主査・坂本会長・木浦委員・大福で現地調査を行いました。牧草が綺麗に植えてあり、問題はないと思われま

[議長]

事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

15ページをご覧ください。農地法第3条調査書を付けております。農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えま

譲受人は申請地周辺において露地野菜及びお茶を栽培しております。今回の申請は〇〇〇〇の〇〇〇〇に基づく借入地の取得であり、農地利用については従来と変更が生じないことから本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

なお、12月21日、坂本会長・大福委員・木浦委員と事務局鳥井・佐野で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認いたしております。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

[事務局]

2番 有償移転。農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番、地目 畑、面積 10,081 m²。譲渡人 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の森委員よりご説明をお願いいたします。

[7番]

説明いたします。この申請は、以前より〇〇〇〇から資金を受けられまして

購入された畑であります。今回土地代金の繰り上げ償還での、〇〇〇〇氏の申出による申請です。この畑は〇〇〇〇から約 500 メートル南側にある土地で、現在もきちんと管理されて、何も問題はないと考えております。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いいたします。

[5番]

12月21日、鳥井局長・佐野主査・坂本会長・木浦委員・大福で現地調査を行いました。現況は、きれいに耕運されて問題ないと思われます。以上です。

[議長]

事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

16ページをご覧ください。農地法第3条調査書を付けております。農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えます。

譲受人は申請地周辺において露地野菜を栽培しております。今回の申請は〇〇〇の〇〇〇〇に基づく借入地の取得であり、農地利用については従来と変更が生じないことから本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

なお、12月21日、坂本会長・大福委員・木浦委員と事務局鳥井・佐野で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認いたしております。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

[事務局]

3番 使用貸借。農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番、地目 田、面積 50 m²、外 22筆。貸付人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、借受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の永友祥一委員よりご説明をお願いいたします。

[8 番]

説明します。貸付人の〇〇〇〇さんは、借受人の〇〇〇〇さんの義理の母になります。住所が同じです。〇〇〇〇さんは県の農業実践塾で勉強した後、義理の母の〇〇〇〇さんのもとで農業をされ、平成25年には、〇〇〇〇さんと共同で認定農業者にもなっておられます。譲渡します田畑は、自宅近くに点在をしております。現在、施設胡瓜、水稻を栽培されており、将来はハウスを増設し規模拡大も考えている担い手です。問題はないかと思われま

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いいたします。

[5 番]

12月21日、鳥井局長・佐野主査・坂本会長・木浦委員・大福で現地調査を行いました。これは、畦畔等も綺麗に管理されており非常に行きとどいた管理だったと思います。以上です。

[議長]

事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

21ページをご覧ください。農地法第3条調査書を付けております。農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えます。

借受人は申請地周辺において水稻及び施設胡瓜を栽培しております。今回の申請は義理の母親との使用貸借権の設定ですが、以前より共同で営農されており、農地利用については従来と変更が生じないことから本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

なお、12月21日、坂本会長・大福委員・木浦委員と事務局鳥井・佐野で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認いたしております。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

[事務局]

14ページをお開きください。

4番 無償移転。農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番、地目 畑、面積 5,178㎡、外1筆。譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の森委員よりご説明をお願いいたします。

[7番]

説明いたします。この申請は、〇〇〇〇さんと奥さんの〇〇〇〇さん、夫婦間の贈与申請であります。この畑は、〇〇〇〇に接している畑で、現在キャベツ・白菜が作付けされて十分に管理された畑であります。何ら問題はないものと考えます。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いいたします。

[5番]

12月21日、鳥井局長・佐野主査・坂本会長・木浦委員・大福で現地調査を行いました。森委員が言われたように、キャベツ・白菜等が作付されており、非常に行きとどいた管理だったと思います。以上です。

[議長]

事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

22ページをご覧ください。農地法第3条調査書を付けております。農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えます。

譲受人は申請地においてキャベツや白菜を栽培しております。今回の申請は夫婦間の贈与であり、本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

なお、12月21日、坂本会長・大福委員・木浦委員と事務局鳥井・佐野で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認いたしております。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

[事務局]

5番 無償移転。農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番、地目 畑、面積 933 m²。譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の大西委員よりご説明をお願いいたします。

[3番]

説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは兄弟でして、兄の〇〇〇〇さんは、体を悪くし農業ができない状態にありますので、弟の〇〇〇〇さんに贈与しようということで話が決まっております。現在は野菜が作っておりますけれど、今後はいちごを栽培しようということで作っておりますので別に問題はないのかなと思っております。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いいたします。

[5番]

12月21日、鳥井局長・佐野主査・坂本会長・木浦委員・大福で現地調査を行いました。大西委員が言われたように、野菜などが植えてあり、問題はなにかと思われまます。以上です。

[議長]

事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

23ページをご覧ください。農地法第3条調査書を付けております。農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えます。

譲受人は申請地周辺においていちごを栽培しております。今回の申請は兄弟間の贈与であり、本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

なお、12月21日、坂本会長・大福委員・木浦委員と事務局鳥井・佐野で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認いたしております。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

次に日程第6 議案第58号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

24ページをお開きください。議案第58号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認についてでございます。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番、地目 畑、面積 4.58 m²。申請人 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。転用目的は道路となっております。担当の大福委員よりご説明をお願いいたします。

[5番]

12月21日、鳥井局長・佐野主査・坂本会長・木浦委員・大福で現地調査を行いました。25, 26ページを見ていただくと分かるかと思うのですが、現在も既に公道として使用されており、問題はないかと思われます。以上です。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、私が担当ですので報告いたします。

[15番]

現地調査の報告をいたします。

12月21日に私(坂本会長)、大福委員、木浦委員、事務局から鳥井局長、佐野主査の案内で現地を調査いたしました。場所は〇〇〇〇の一角で現在道路として使用されており、外に影響を与えることなく別に問題はないと判断いたしました。

[議長]

事務局から補足することがありましたら、お願いいたします。

[事務局]

申請地は、都市計画用途区域、第2種中高層住居専用地域に用途区域が定められた地区にある農地であることから第3種農地と判断されます。第3種農地は転用許可対象であります。

転用目的は道路敷であり転用面積は4.58㎡となっております。

転用理由は平成5年8月宅地造成によるセットバック部分として分筆し道路の一部となったため、今回の申請に至っております。

転用によって生ずる付近の土地、作物等への被害については、道路の一部となっており影響はないと判断いたします。

現在すでに道路として利用されているため、事業費は必要ありません。以上です。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番、地目 畑、面積 299㎡。申請人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。転用の目的は一般個人住宅となっております。担当の大福委員よりご説明をお願いいたします。

[5番]

〇〇〇〇さんは、お父さんが亡くなられて、再度申請ということですがけれども、境界線等もはっきりしておりまして、宅地としてはまったく、個人住宅として問題はないかと思われまます。以上です。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、私が担当ですので報告いたします。

[15番]

現地調査の報告をいたします。

12月21日に現地調査をいたしました。場所は〇〇〇〇の北側で住宅地の中にあり、申請地は3面を道路に面して農地には面していません。既に造成が

してありますが、申請人の父が既に4条の許可をかけていたということで、父が亡くなられた後で息子さんが再度申請することで、別に問題はないと判断いたしました。

[議長]

事務局から補足することがありましたら、お願いいたします。

[事務局]

申請地は、都市計画用途区域、第一種住居地域に用途区域が定められた地区にある農地であることから第3種農地と判断されます。第3種農地は転用許可対象であります。

転用目的は一般個人住宅であり、転用面積は299㎡となっております。転用理由は本人の家屋新築のためとして申請されたものです。

東側、南側には町道があり、他は宅地、雑種地であるため、境界にブロックを設置し、土砂流失防止に努めると共に雨水や家庭雑排水については道路側溝へ放流する計画となっております。なお、汚水は合併浄化槽で処理し、雨水等については排水路に放流するとの確約書が添付されております。

事業費は住宅建設費一式〇〇円であり、金融機関の住宅ローン等審査結果通知書が添付されており、事業費的には問題ないと判断いたします。

本案件につきましては、平成24年に一般個人住宅として許可を得ているものですが、当時の申請者が亡くなられ、事業が完了していないため当時の申請者の相続人が、今回新たに4条申請を行うものです。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

次に日程第7 議案第59号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

34ページをお開きください。議案第59号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認についてでございます。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番、地目 畑、面積 502㎡。所有

権移転となります。譲渡人 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○。譲受人 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○。転用目的は一般個人住宅となっております。担当の永友祥一委員よりご説明をお願いいたします。

[8番]

説明します。申請地は39ページを見ていただくと分かりやすいのですが、○○○○の住宅の横の農地です。○○○○さんと○○○○さんは親子です。○○○○さんは結婚後、住宅建築を考えていましたが、この土地に計画を立てました。隣との境界は既にコンクリートブロックで囲っており、生活排水は合併浄化槽を設置して、北側の側溝へ排出ということで問題はないかと思われま

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いいたします。

[6番]

12月21日の現地調査の結果を報告させていただきます。○○○○さんのお父さん宅の隣に休耕していた畑が1反くらいあったと思うのですが、その半分くらいを息子さんが住宅にしようということで申請された土地なのですが、永友祥一委員が言われたように、排水はきちんと合併浄化槽を作って裏の方の排水に流すという計画がなされていますので、何も問題ないかと思われま

[議長]

事務局から補足することがありましたら、お願いいたします。

[事務局]

申請地は、住宅等が連単する地域に近接した10ha未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は転用許可対象となります。

転用目的は一般個人住宅であり、転用面積は502㎡となっております。転用理由については現在、賃貸アパートに居住しており、かねてより住宅建築を計画しておりましたが、なかなか希望通りの土地が見つからず、両親に相談したところ、実家に隣接した畑を父より譲受の承諾をもらったことにより、今回の申請に至っております。

隣接地との境界は、コンクリートブロックで囲い土砂の流出を防ぎ、雨水は北側排水路へ放流し、生活雑排水は合併浄化槽を経て、北側排水路へ放流し県道へ放流する計画となっております。なお、雨水、生活雑排水放流について確

約書が添付されております。

事業費につきましては土地代〇〇、造成費〇〇円、建築費〇〇円、合計〇〇円となっており、金融機関の住宅ローン等審査結果通知書が添付されており、事業費的には問題ないと判断いたします。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番、地目 田、面積 1,011 m²。所有権移転となっております。譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。転用目的は駐車場となっております。担当の大福委員よりご説明をお願いいたします。

[5番]

お手元の資料の44・45ページをご覧ください。45ページの〇〇番を駐車場にということですがけれども、隣は駐車場として利用されており、雨水・排水とも問題はないと思われれます。以上です。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いいたします。

[6番]

12月21日の現地調査の結果を報告させていただきます。現地は駐車場の隣の田んぼで、今稲が刈り取られた後の状態でそのまま放置されております。何も問題はないかと思われれます。よろしく申し上げます。

[議長]

事務局から補足することがありましたら、お願いいたします。

[事務局]

申請地は、都市計画用途区域、第1種住居地域に用途区域が定められた地区

にある農地であることから第3種農地と判断されます。第3種農地は転用許可対象であります。

転用目的は駐車場であり、転用面積は1,011 m²となっております。転用理由は譲受人は申請地近隣で〇〇を営んでおり、この度駐車場スペースを拡大したいことから適地を探していたところ申請地が最適と判断し、また、譲渡人と折り合いが付き売買契約を締結できる状態にあるということで今回の申請に至っております。

申請地北側には耕作地はありますが、ブロック塀を設置し被害を与えないよう排水等に留意することとなっております。なお、汚水については発生せず、雨水については側溝に放流するとの確約書が添付されております。

事業費は譲渡価格〇〇円、舗装費用〇〇円、合計〇〇円であり、通帳の写しが添付されており、事業費的には問題ないと判断いたします。以上です。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番、地目 畑、面積 314 m²。所有権移転となっております。譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。転用目的は宅地分譲となっております。担当の大福委員よりご説明をお願いいたします。

[5番]

お手元の資料の36・37ページに記載してあるのですがけれども、〇〇〇〇から北の方へ入ってきたところです。申請地、37ページの〇〇、真ん中くらいに書いておりますけれども、既に盛土といたしますか残土といたしますか、即建てられるような状況になっているのが現状です。雨水・排水とも処理ができ問題はないかと思われまます。以上です。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いいたします。

[6番]

現地は〇〇〇〇の東側の町道のまた東側の土地です。長期間盛土しているような埋立地になっていました。排水は合併浄化槽で町道の側溝へ流されるという確約書もあります。両隣も住宅地ですので問題はないかと思われます。よろしくお願ひします。

[議長]

事務局から補足することがありましたら、お願ひいたします。

[事務局]

申請地は、都市計画用途区域、第1種低層住居専用地域に用途区域が定められた地区にある農地であることから第3種農地と判断されます。第3種農地は転用許可対象であります。

転用目的は宅地分譲であり、転用面積は314㎡となっております。

転用理由は譲受人は〇〇〇〇を営んでおり、今回申請地を事業用敷地として取得したく、今回の申請に至っております。

雨水は町道側溝に放流し、汚水は合併浄化槽を経て、町道側溝へ接続し放流することとなっております。

事業費は土地代〇〇円、造成代〇〇円、合計〇〇円であり、通帳の写しが添付されております。事業費的には問題ないと判断いたします。

なお、事前に一部造成が行われているため始末書が提出されております。以上です。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

35ページをお開きください。

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番、地目 田、面積 1,211㎡、外1筆。所有権移転でございます。譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。転用目的は小規模多機能型居宅支援事業所敷地及び進入路となっております。担当の大西委員よりご説明をお願ひいたします。

[3番]

説明いたします。この土地は47ページにある、丸が書いてある土地です。この土地は、10月に申請があった土地で、宅地として認められたと聞いていたのですが、〇〇〇〇が買い受けるということです。〇〇〇〇さんは老人ホームを作るらしいです。この土地の排水・汚水については、公共下水道に流すということです。雨水については側溝に流すということです。この土地は今年になって3回上がってきております。土地代は〇〇円だそうです。以上です。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いいたします。

[6番]

大西委員の説明どおり、以前宅地転用許可申請がなされていた土地なのですが、今度計画が変更されるということで、出た案件です。場所は〇〇〇〇の東側の道の右側です。別に問題はないかと思われまます。よろしくお願ひします。

[議長]

事務局から補足することがありましたら、お願いいたします。

[事務局]

本申請は以前の総会において承認された建売住宅転用箇所における転用目的の変更による申請となります。

申請地は、住宅等が連担する区域に近接した10ha未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は転用許可の対象となります。

転用目的は小規模多機能型居宅支援事業所敷地及び進入路であり、転用面積は1,412㎡となっております。

転用理由は譲受人は介護支援を目的に事業運営しており、年々高齢化が進み高齢者ケアの必要性を感じ、今回介護支援事業の拡大をし、地域社会の介護支援に貢献したいとして、今回の申請に至っております。

雨水は排水路を新設し、既存側溝に接続し、汚水は公共下水道に接することとなっております。なお、汚水、雨水の処理については確約書が添付されております。

事業費は、土地代〇〇円、建築一式〇〇円、合計〇〇円となっております。資金については金融機関の融資予約証明書願が添付されており、事業費的には

問題ないと判断いたします。以上です。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

日程第8 議案第60号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

53ページをお開きください。議案第60号 非農地証明交付申請の承認についてでございます。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番、地目 畑、面積 543㎡。申請者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。非農地の事由といたしましては農地法施行以前から農地以外の土地であったという事が事由としてあげられております。担当の森委員よりご説明をお願いいたします。

[7番]

説明いたします。この申請地は〇〇〇〇のすぐ西側にある、登記上は畑、現状では宅地というふうになっております。今現在、その家を解体して新しい新築を建てておられるところ、登記上畑になっていたということに気づかれ、この申請に至ったわけです。何よりもその土地は、農地法施行以前から農地以外の土地として利用されていたということです。新築の家も、もう形ができあがっておりますが、申請人も全く気付かずに実行したことであります。悪意もないと考えます。始末書も添付されております。よろしくをお願いいたします。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、私が担当ですので報告いたします。

[15番]

12月21日に私（坂本会長）、大福委員、木浦委員、事務局から鳥井局長、佐野主査の案内で現地を調査した報告をいたします。ただいま、森委員が言われたとおり、農地法の施行以前から宅地として住宅を構えていたということで

す。現在、現地を見てみますと、道路に面して両隣住宅も建っておりますし、以前からということで、今まで建っていた所に建てるということで、隣接にも問題をかけることはないということで、別に問題はないと判断いたしました。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたら、お願いいたします。

[事務局]

申請地は、昭和21年に新築の住宅が建設されており、その当時から当該申請地を宅地として利用していたと判断されます。

農地法の施行が昭和27年であり、当概地はそれ以前より農地以外に使用されていたと考えられるため、非農地判断ができるものと判断いたします。以上です。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

次に日程第9号 議案第61号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

57ページをお開きください。議案第61号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について 所有権移転です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番、地目 畑、面積 3,564㎡。所有権を移転する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の坂本幸委員よりご説明をお願いいたします。

[11番]

説明いたします。〇〇〇〇から〇〇〇〇への基盤法を利用した所有権移転です。実は〇〇〇〇の事務所と倉庫が〇〇〇〇にあります。そして肥料工場も〇〇

〇〇の手前にあります。〇〇〇〇さんが縮小するということと、〇〇〇〇さんが作業効率のために、申請地辺りに集積するということで今度の話がまとまっております。総額〇〇円で話ができております。よろしく申し上げます。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番、地目 畑、面積 4,523 m²、外1筆。所有権を移転する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の坂本幸委員よりご説明をお願いいたします。

[11番]

説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇への所有権移転です。〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇です。今回相談がまとまりまして13,001 m²を総額〇〇円で話がまとまっております。〇〇〇〇は、焼酎の甘藷、それと水はけの良いところには麦を植えるそうです。どうかよろしく申し上げます。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番、地目 畑、面積 4,502 m²。所有権を移転する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の坂本幸委員よりご説明をお願いいたします。

[11番]

説明をいたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの所有権移転です。申請地は〇〇〇〇さんの〇〇にある牛舎の西側にあたる隣接する畑です。そこに牧草を植えるということです。4,502 m²を〇〇円で購入されるということです。よろしく申し上げます。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

58ページをお開きください。4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番、地目 畑、面積 609.86 m²、外1筆。所有権を移転する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の坂本幸委員よりご説明をお願いいたします。

[11番]

説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの強化法による所有権移転です。〇〇という所に宅地と畑がありますが、以前ここに住まわられていて、今は〇〇の方に住まわられています。それと合わせて、2筆で3,300.86 m²です。〇〇円で話がまとまっております。どうかよろしく申し上げます。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

5番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番、地目 畑、面積 2,969 m²、外3筆。所有権を移転する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の坂本幸委員よりご説明をお願いいたします。

[11番]

説明いたします。〇〇〇〇から〇〇〇〇さんへの所有権移転です。〇〇という所と〇〇の畑を合わせて 9,225 m²で、総額も〇〇円で話がまとまっております。どうかよろしく申し上げます。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

59ページをお開きください。6番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番、地目 畑、面積 1,773 m²、外1筆。所有権を移転する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の森委員よりご説明をお願いいたします。

[7番]

説明いたします。この申請は、〇〇〇〇さんから息子の〇〇〇〇さんへの贈与であります。この畑は〇〇〇〇の東側約 400メートルの所にあります。現在は畑とビニールハウスが建っており、今後とも良好な耕作がされるものと考えられます。よろしく申し上げます。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

7番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番、地目 田、面積 986 m²、外29筆。所有権を移転する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇。担当の森委員よりご説明をお願いいたします。

[7番]

説明いたします。この申請も経営移譲のための〇〇〇〇さんから息子の〇〇〇〇さんへの一括贈与であります。〇〇〇〇さん一家はキャベツや白菜を中心にした大規模農家であり、水田については飼料稲との稲作で、ほとんどの水田を県の公社をとおして作付けられているということです。申請によって近隣の農家には何も影響はないと考えます。よろしくお願いします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

6 2 ページをお開きください。利用権設定です。

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番、地目 田、面積 692 番、外 1 筆。利用権を設定する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の永友祥一委員よりご説明をお願いいたします。

[8 番]

説明します。この申請地は〇〇〇〇の西側の水田でございます。借りる〇〇〇〇さんは、前の 1 1 ページで説明をいたしましたが、今回改めて〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの利用権貸借の契約となります。契約後も水田を作られるそうです。問題はないかと思えます。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番、地目 田、面積 1,539 m²。利用権を設定する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の永友祥一委員よりご説明を

お願いいたします。

[8番]

説明します。申請地は先ほど説明した場所の南側の水田です。先ほどと同じく〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権貸借の契約です。契約後も水田を作られるそうです。問題はないかと思われます。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番、地目 田、面積 1,258 m²、外9筆。利用権を設定する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の木浦委員よりご説明をお願いいたします。

[6番]

〇〇〇〇さんは、長い間稲作だけを作られて、〇〇〇〇さんに代わっていますけれども、実際仕事をされていたのはお父さんの方です。高齢になられて、もう辞めようということで、〇〇〇〇さんも何も植えないということで、辞めようということで前から言ってらっしゃいました。それで今回、中間管理機構の経営転換協力金を利用して辞めようという案件です。よろしくお願ひします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

63ページをお開きください。

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番、地目 田、面積 984 m²、外
17筆。利用権を設定する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、〇〇 〇〇
番地 〇〇〇〇。担当の坂本会長よりご説明をお願いいたします。

[15番]

説明いたします。これは農地中間管理事業に基づく〇〇〇〇への利用権設定
となっております。〇〇〇〇さんの父である〇〇〇〇氏が以前、利用権設定し
ておりましたが経営移譲のための一括贈与ということで解約し、贈与後、息子
さんの〇〇〇〇さんへの〇〇〇〇に利用権を設定するためのものです。別に問
題はないかと思えます。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませ
んか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と
認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

以上で、本日の議案のすべてを終わります。

これをもちまして、平成27年第12回高鍋町農業委員会総会を閉会いたし
ます。ありがとうございました。 (15時25分終了)

高鍋町農業委員会会議規則第9条の規定により、ここに署名する。

議 長 会 長

署名委員 1 番

署名委員 2 番